

議発第2号

甲賀市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
上記の議案を提出する。

令和5年8月28日

提出者 甲賀市議会
議会運営委員長 林 田 久 充

甲賀市議会議長 谷 永 兼 二 殿

甲賀市議会会議規則の一部を改正する規則

甲賀市議会会議規則（平成16年甲賀市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第70条の見出し中「起立」の次に「等」を加え、同条に次の2項を加える。

- 3 第1項及び第76条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子表決システムにより表決をとることができる。
- 4 電子表決システムにより表決をとる場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲賀市議会会議規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(起立<u>等</u>による表決)</p> <p>第70条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 第1項及び第76条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子表決システムにより表決をとることができる。</u></p> <p><u>4 電子表決システムにより表決をとる場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。</u></p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(起立__による表決)</p> <p>第70条 (略)</p> <p>2 (略)</p>